



市政記者クラブ加盟社 各位

## 令和4年度「盛岡市新型コロナウイルス感染症芸術文化創造事業補助金」対象事業の募集について

盛岡市では、新型コロナウイルス感染症の影響により創作的活動の機会が減少している芸術文化団体等の活動の再開を支援するとともに、芸術文化活動への参加及び鑑賞の機会を広く市民に提供し、市の芸術文化の振興を図るため、芸術文化団体及び個人が実施する事業に対し、補助金を交付する事業を行います。詳細は別添募集要項のとおりとなりますので、周知方よろしくをお願いします。

### 記

1 事業名

盛岡市新型コロナウイルス感染症芸術文化創造事業補助金

2 受付期間

令和4年4月1日（金）から令和5年1月31日（火）まで

2 補助対象者

盛岡市内に住所若しくは事務所を有し、又は主な活動拠点（※）を有し、申請日から起算して過去3年以内において芸術文化活動の実績がある個人又は団体。

※主な活動拠点：活動実績の過半が盛岡市内で行われていること。

3 事業期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日までに実施する事業

4 対象分野

文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、映像、伝統芸能、茶道等の生活文化 等

5 対象事業

補助対象者が本市の芸術文化の振興に資する目的のために行う盛岡市内で行われる事業で、対象者を限定せずに市民が広く視聴、参加又は鑑賞でき、新型コロナウイルス感染症対策を講じた事業を対象とする。

6 補助金の交付額

自己負担となる補助対象経費の合計額（1,000円未満切捨て）又は20万円のいずれか少ない額を上限とする。

【問い合わせ先】

盛岡市交流推進部文化国際課

担当：柿崎 亜由美

電話：019-613-8465（直通）

# 令和4年度 盛岡市芸術文化創造事業補助金 募集要項

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により創作的活動等の機会が減少している芸術文化団体等において、当該活動に係る鑑賞等の機会を市民に提供し、もって市の芸術文化の振興を図るため、芸術文化団体等の活動の再開を支援するとともに、芸術文化活動への参加及び鑑賞の機会を広く市民に提供することを目指します。

## 2 令和3年度からの主な変更点

令和3年度実施内容からの主な変更点は次のとおりです。

- (1) 申請関係書類の押印義務付けを廃止しました。
- (2) 申請書の提出期限を「事業に着手しようとする日の14日前」と明記しました。
- (3) 当該補助金を活用していることの周知広報について。

これまでは記載は任意でしたが、当該補助金を活用していることを、事業の周知広報媒体に記載が必要となります。詳しくは「9（1）広報について」をご確認ください。

## 3 補助の要件

### (1) 補助対象者

補助対象者は、次のアからカのいずれにも該当する個人又は団体（法人格を問わない）とします。

ア 盛岡市内に住所若しくは事務所を有し、又は主な活動拠点（※）を有していること。

※主な活動拠点：活動実績の過半が盛岡市内で行われていること。

イ 申請日から起算して過去3年以内において芸術文化活動の実績を有していること。

ウ 市税を滞納していないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

カ 令和4年度内に盛岡市芸術文化創造事業補助金の交付を受けていないこと。

（申請は、1団体・個人につき1回までとします。）

## 4 対象となる事業

### (1) 事業期間

令和4年4月1日～令和5年2月28日までに実施する事業

※CD制作・配布事業及びオンライン配信事業などは、それぞれ配布、配信が完了するまでの期間を申請期間としてください。

### (2) 対象となる分野

文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、映画、漫画、アニメーション、電子機器等を利用した芸術に関する活動、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、茶道、華道、書道、方言、食文化、その他芸術文化の振興に資する活動

なお、判断に迷う場合は事前に御相談ください。

### (3) 事業の内容

補助対象者が本市の芸術文化の振興に資する目的のために行う事業で、次のアからカのいずれにも該当する事業とします。

ア 盛岡市内で行われること。

イ 市民が広く視聴、参加又は鑑賞できるものとし、対象者を限定しないこと。（無料有料は問わない。）

ウ 新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を講じていること。

エ 営利活動（物販が主目的など）、政治活動又は宗教活動を目的にしないこと。

オ 文化祭等の学校等における教育活動の一環として行われる事業でないこと。

カ その他公序良俗に反しないこと。

#### 対象になる事業例

演劇、作品展示会、コンサート、ワークショップなどのほか、オンライン上で行う事業も対象となります。

#### 対象外の事業例

公演会場内での飲食を伴う事業、団体の会員だけを対象とした作品展示会、専ら物販を目的とする事業、高額な入場料を徴取する事業など。

(4) 補助申請にあたっての留意事項

ア 当補助金は、活動機会が減少している芸術文化団体等の支援を目的としており、一人でも多くの方に活用していただくことを目指しており、1 団体・個人につき 1 回までの利用としていきます。

令和 4 年度に既に本補助金の交付決定を受けている事業に出演（出展）する人と 3 分の 1 以上が重複する場合で、かつ実施する芸術文化活動の分野（1 ページ「対象となる分野」のとおり）が同一に分類されるものは、対象外とします。

イ 毎月開催される公演など定期的な事業は全体で 1 つの事業とみなします。申請者を変えて新たな事業として申請することはできません。

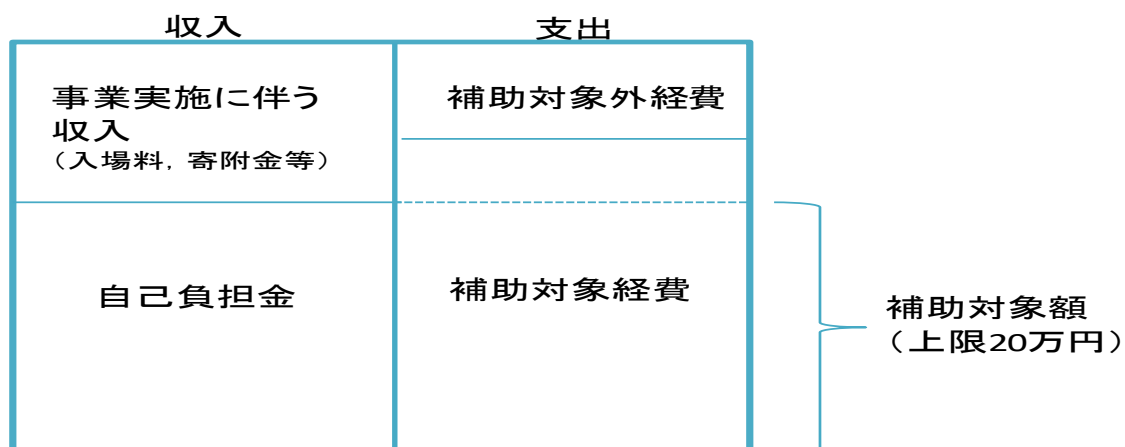
次の事例を参考とし、判断に迷う場合は事前に御相談ください。

| 例   | 具体例   | 可否 | 説明  |
|---|---|----|---|
| 芸術文化活動を行う個人又はその集まりが出演（出展）する事業（ソロで活動する歌手、画家など） | ソロの歌手 a、b、c が出演するコンサート事業 A と、ソロの歌手 a、d、e が出演するコンサート事業 B             | ×  | どちらもソロの歌手 3 人で構成される事業であって、どちらも a が出演し、3 分の 1 以上が重複しており、かつ事業内容（ここではコンサート）が同一のため、事業 B は対象外となります。      |
|   | 有志の画家数人が出展する洋画の展覧会 A と、出展する画家が展覧会 A と 3 分の 1 以上重複する日本画の展覧会 B        | ×  | 出展する画家が 3 分の 1 以上重複しており、洋画と日本画はどちらも、芸術文化活動の分野のうち「美術」に分類されるため、事業 B は対象外となります。                        |
| 芸術文化活動を行う個人又はその集まりが出演（出展）する事業（ソロで活動する歌手、画家など） | 歌手及び画家として活動する a、b、c が出演するコンサート事業 A と、a、b、c が出展する作品展覧会 B             | ○  | 出演（出展）者が 3 分の 1 以上重複していますが、行われる事業内容が、事業 A はコンサート、事業 B は作品展覧会であるため、同一・類似の事業とはみなされないことから、どちらも対象となります。 |
| 芸術文化活動を行う団体等が出演（出展）する事業（単なる個人の集まりを除く）         | 合唱団 a が出演する合唱事業 A と、合唱団 a と構成員が 3 分の 1 以上重複している合唱団 b が出演する合唱事業 B    | ×  | 構成員が 3 分の 1 以上重複している団体であって、芸術文化活動（ここでは合唱発表会）が同一のため、事業 B は対象外となります。                                  |
|   | 団体 a が出演する合唱事業 A と、団体 a と構成員が 3 分の 1 以上重複している団体 b が出演するピアノコンサート事業 B | ×  | 構成員が 3 分の 1 以上重複しており、合唱とピアノはどちらも、芸術文化活動の分野のうち「音楽」に分類されるため、事業 B は対象外となります。                           |
|   | 演劇団体 a が出演する演劇事業 A と、演劇団体 a と構成員が 3 分の 1 以上重複している演劇団体 b が出演する演劇事業 B | ×  | 構成員が 3 分の 1 以上重複しており、どちらも芸術文化活動の分野のうち「演劇」に該当するため、公演内容が異なる場合でも対象外となります。                              |

## 5 補助金の交付額

1 事業当たりの補助金の額は、自己負担となる補助対象経費の合計額（1、000円未満切捨て）又は20万円のいずれか少ない額を上限とし、審査の上、決定します。

### （事業の収支）



## 6 補助対象経費

当該事業の実施に直接必要となる以下の経費で、申請事業実施期間内に支出するもの。

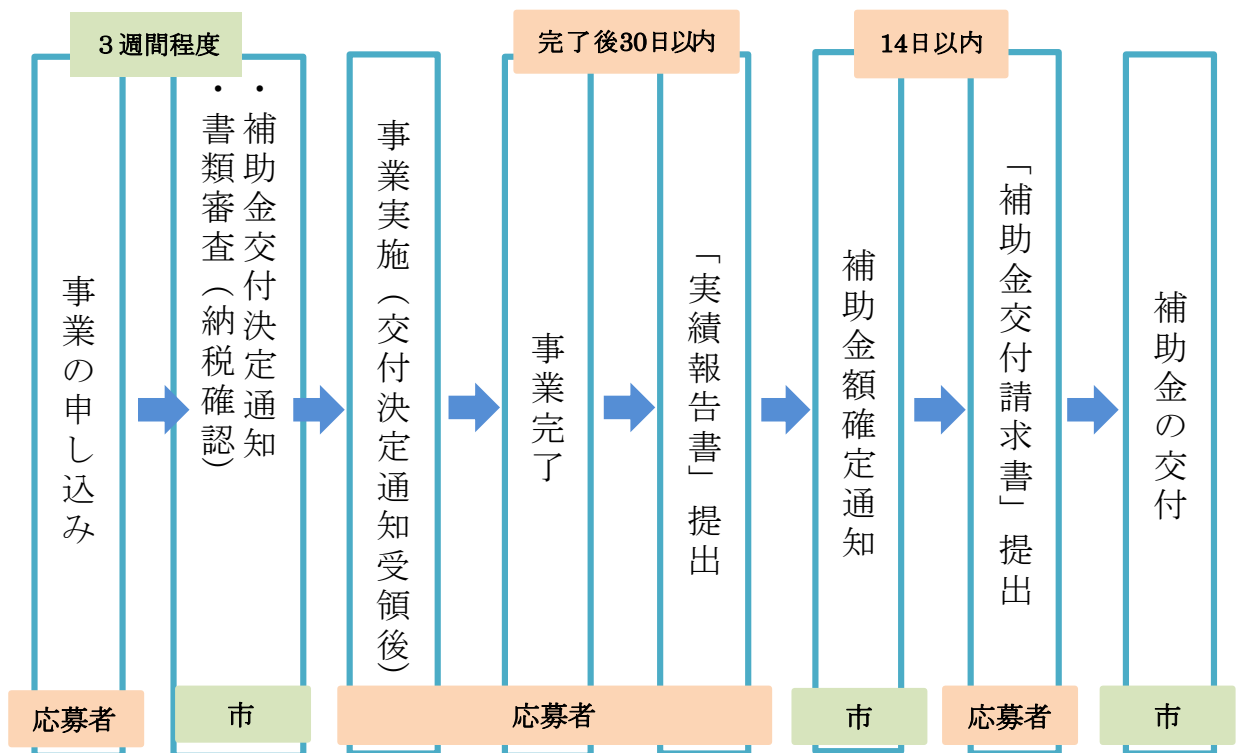
また、当該事業に係る会場利用料金については、前金払により申請日以前に支出しているもの対象となります。なお、会場利用料金のほかに、申請日以前の支払いが必須となる経費がある場合については、個別に御相談願います。

判断に迷う場合は事前に御相談ください。

| 項 目 | 経費の例  |
|-----|---|
| 報償費 | 外部の出演者・舞台スタッフ・審査員等への謝金  |
| 旅費  | 出演者等の移動に要する経費<br>準備や本番の会場への移動経費（最も経済的な方法に限る）  |
| 需用費 | ○消耗品費<br>・補助事業の実施に直接必要な物品<br>(少額で、短期間又は1回の使用で消費されるもの)<br>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのマスク・消毒液 等<br>○印刷製本費<br>・補助事業に係るポスター、チラシ、プログラム等印刷費 |
| 役務費 | ○通信運搬費 郵便料、送料、電信電話料、楽器等の運搬料 等<br>○広告宣伝費<br>○手数料 調律料、作詞料 等<br>○保険料 イベント保険料 等   |

| 項目    | 経費の例   |
|-------|--|
| 委託料   | 会場の設営・撤去費、音響・照明費、看板作成費 等   |
| 使用料   | 直前の準備、本番の会場使用料   |
| 賃借料   | 機材・衣装・楽器・楽譜等借上料、著作権使用料 等   |
| 原材料費  | 作品を作るためのセメント、木材費 等   |
| 備品購入費 | オンライン配信に必要なカメラ等の機材 等<br>※補助金を活用して購入した備品を処分するときは「財産処分承認申請書（様式第21号）」の提出が必要です。                  |
| 対象外経費 | ○販売目的の物品にかかる経費<br>○食糧費、接待費、交際費<br>○賞品、花束、記念品代等<br>○事業関係者に支払う経費、団体運営経費<br>○その他公金の支出がふさわしくない経費 |

## ■事業の流れ



補助金の申請は、事業に着手しようとする日の14日前までの事前申請が必要です。事業終了後又は会期開始後の申請は認められませんので、余裕を持ってお手続きください。

## 7 受付期間と提出先

(1) 受付期間：令和4年4月1日（金）から令和5年1月31日（火）まで

(2) 提出方法：郵送又は電子メール

(3) 提出先：盛岡市交流推進部文化国際課 芸術文化係

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

電子メール：bunkakokusai@city.morioka.iwate.jp

(4) 提出書類

申込みには、次の書類等の提出が必要です。

なお、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

※手書きした書類を書き誤った場合、修正液や修正テープによる修正はできません。修正する場合は次により修正ください。

ア 申請書において補助金の金額を書き損じた場合は、書き直しをお願いします。

イ その他の修正は、二重線で見え消しの上、上部に訂正内容を記入し、その近くに申請者が訂正署名してください。

|   | 必要書類  | 様式    |
|---|---|-------|
| 1 | 盛岡市新型コロナウイルス感染症芸術文化創造事業補助金 交付申請書  | 様式第1号 |
| 2 | 事業計画書<br><u>※出演者について詳細を記載してください。</u><br><u>※申請時から出演者や事業内容が変更となる場合は、必ず事前にご連絡ください。</u><br><u>※事業完了後に、出演者が他の事業と3分の1以上重複しており、かつ、芸術文化活動の分野が同一に分類されるものであることが判明した場合は、交付決定を取り消す場合があります。</u><br><u>※上記について出演、出展者に確認し、次に示す誓約書兼同意書において、チェックを付してください。</u> | 様式第2号 |
| 3 | 収支予算書   | 様式第3号 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動実績調書（活動実績が確認できる資料（チラシ、プログラム等）があれば添付してください。）</li> <li>・誓約書兼同意書（納税確認、住民基本台帳確認のため）</li> <li>・規約や会則（<u>任意団体が規約や会則を定めている場合は必須</u>）</li> <li>・会員名簿（<u>任意団体が申請する場合は必須</u>）</li> </ul>                      |       |

## 8 交付決定について

書類選考の結果、予算の範囲内で、補助金交付申請者に「補助金交付決定通知書」により交付の決定を通知しますが、交付の決定にあたり、条件をつける場合があります。

なお、書類選考の基準は次のとおりです。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応した事業内容で、确实、適切に実施できる手法であること。
- (2) 事業の成果が市民に広く還元され、本市の芸術文化の振興に寄与するものであること。
- (3) 経費の積算が適切であること。

※ 決定の内容又は条件に不服がある場合は、決定の受領後15日以内に「補助金申請取下書（様式第6号）」を提出することで、申請を取り下げることができます。

## 9 事業の実施

- (1) 広報について

補助対象となる事業の周知広報媒体（チラシやフライヤー、ポスター等）には、「盛岡市芸術文化創造事業補助金を活用」して実施する旨を記載してください。

また、チラシ等の配布物を作成しない場合にも、何らかの方法によりその旨を周知してください。

- (2) 事業内容の変更・中止

交付決定後に、事業の計画や出演者、予算の変更等が生じた場合は、事前連絡の上、速やかに「補助事業変更承認申請書（様式第7号）」又は「補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）」を御提出ください。

なお、内容によっては変更承認申請を求めない場合がありますので、内容等を変更しようとする場合には、事前にご相談願います。

- (3) 入場者・参加者数等の確認及び事業実施状況の写真について

実績報告において、入場者数又は参加者数（オンライン配信の場合は視聴者数）の報告を求めています。受付時に把握するなどの確認をお願いします。

併せて、実績報告において事業実施状況の写真の提出をお願いしておりますので、記録していただくようお願いします。

- (4) 著作権等について

著作権法等関係法令等を遵守するほか、第三者の権利については、補助対象者の責任において適切な処理をお願いします。

- (5) 本補助金を活用した事業の公表について

ア 本補助金を交付決定した事業について、「申請者名、事業名、分野」を市ホームページ上で公表します。

イ 交付決定事業の映像や実施状況の写真などを、盛岡市の広報やホームページなどで掲載する場合があります。

ウ 上記のア及びイについて、公表や掲載を不可とする場合は、事前にお知らせください。



## 10 事業の実績報告

- (1) 交付決定者は、事業の完了30日以内に、市に実績報告書等を提出してください。ただし、30日を経過する日が令和5年3月7日を超える場合は3月6日が提出期限となります。
- (2) 市は、実績報告書等に基づき、補助対象経費等について精査し、補助金額を確定し、交付決定者あて通知します。
- (3) 本補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類は、事業完了の属する年度の終了後5年間の保存が必要になります。
- (4) 提出書類  
提出書類は次の1から4のとおりです。  
なお、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。  
※手書きした書類を書き誤った場合、修正液や修正テープによる修正はできません。修正する場合は次により修正ください。  
ア 請求書において請求額を書き損じた場合は、書き直しをお願いします。  
イ 二重線で見え消しの上、上部に訂正内容を記入し、その近くに申請者が訂正署名してください。

|   | 必要書類  | 様式     |
|---|---|--------|
| 1 | 盛岡市新型コロナウイルス感染症芸術文化創造事業補助金 完了報告書  | 様式第14号 |
| 2 | 事業実績書<br><u>※出演者について詳細を記載してください。</u><br><u>※事業完了後に、出演者が他の事業と3分の1以上重複しており、かつ、芸術文化活動の分野が同一に分類されるものであることが判明した場合は、交付決定を取り消す場合があります。</u>                   | 様式第15号 |
| 3 | 収支決算書   | 様式第16号 |
| 4 | ①出納簿（収入、支出を発生順に記載した帳簿）<br>②領収書の写し（補助金を充当しようとするすべての支出について必要となります。宛名、支払年月日、支払金額、具体的な但書、領収者の住所・記名がなされていることを確認してください。）<br><u>※出納簿と領収書は番号を付けて管理してください。</u> | 任意様式   |
| 5 | ①事業実施状況の写真（データでの提出可）※必須<br>②チラシなど周知広報媒体<br>「9(1) 広報について」で定める、当該補助金を活用していることの記載を確認します。チラシなどを作成しない場合は、周知したことが確認できるものを添付してください。                          |        |

## 11 補助金の交付請求

- (1) 交付決定者は、補助金額確定通知書を受領後14日以内に、「補助金交付請求書（様式第17号）」を提出してください。その後、補助金を支払います。
- (2) 申請内容に虚偽があった場合や、補助要件に該当しないことが判明した場合、実績報告の結果によっては補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

## 12 申請書等の様式について

提出書類の様式は、盛岡市ホームページの次の場所からダウンロードすることができます。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kankou/1031454/1039335.html>

盛岡市ホームページ・トップページ>観光・スポーツ・文化>芸術文化>

### “令和4年度盛岡市新型コロナウイルス感染症芸術文化創造事業補助金のお知らせ”

なお、盛岡市文化会館（市民文化ホール、盛岡劇場、都南文化会館、渋民文化会館）や盛岡市役所本庁舎、都南総合支所、玉山総合事務所、公民館（中央、上田、西部）の窓口にも備え付けておりますので、ご利用ください。（令和4年4月以降順次配架となります。）

### 問い合わせ先

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（別館7階）

盛岡市交流推進部文化国際課 芸術文化係

電話番号 : 019-613-8465 ファクス番号 : 019-622-6211

電子メール : [bunkakokusai@city.morioka.iwate.jp](mailto:bunkakokusai@city.morioka.iwate.jp)